

令和7年6月

大分県議会定例会議案

大分県

## 議 案 目 次

### (議 案)

第 60 号 議 案	大分県税条例の一部改正について……………	1
第 61 号 議 案	大分県税特別措置条例の一部改正について……………	4
第 62 号 議 案	大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する 条例の一部改正について……………	6
第 63 号 議 案	工事請負契約の締結について……………	8
第 64 号 議 案	工事請負契約の変更について……………	9
第 65 号 議 案	土地の取得について……………	10
第 66 号 議 案	大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について……………	11

### (報 告)

第 2 号 報 告	大分県税条例等の一部改正について……………	12
報 第 1 号	令和 6 年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書について……………	14
報 第 2 号	令和 6 年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について……………	31
報 第 3 号	令和 6 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について……………	35
報 第 4 号	令和 6 年度大分県工業用水道事業会計予算繰越計算書について……………	37
報 第 5 号	損害賠償の額の決定について……………	39

報 第 6 号	損害賠償の額の決定について.....	40
---------	--------------------	----

第六十号議案

大分県税条例の一部改正について

大分県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第一号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に、「又は寮等」を「若しくは寮等（第二十一条第一項第四号に規定する寮等をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「、事業所」を「若しくは事業所若しくは寮等」に改める。

第二十四条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。  
第二十八条の四中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。  
附則第二十一条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第二十一条 令和八年四月一日以後に第三十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第三十七条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第三十七条の二の三の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第三十七条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第三十七条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第四条の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当

たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第三十七条の二の三の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこを併せて喫煙の用に供されるものその他の令附則第十条に規定するものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、令附則第九条の四に規定するところによる。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の二の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日

二 第二十四条及び第二十八条の四の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年一月一日

三 附則第二十一条の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

四 第六条の二第一項第一号の改正規定（「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める部分に限る。） 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日

##### （県民税に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の大分県税条例（次項において「八年一月新条例」という。）第二十四条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 八年一月新条例第二十八条の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する八年一月新条例第二十八条の四の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の大分県税条例第二十八条の四の規定による申告書については、なお従前の例による。

##### （県たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（同号に掲げる規定による改正後の大分県税条例（次項において「八年四月新条例」という。）附則第二十一条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、大分県税条例第三十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第三十七条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び八年四月新条例附則第二十一条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- 一 大分県税条例第三十七条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（八年四月新条例附則第二十一条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に○・五を乗じて計算した製造たばこの本数
  - 二 八年四月新条例附則第二十一条の規定により換算した紙巻たばこの本数に○・五を乗じて計算した製造たばこの本数

理 由

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、個人の県民税における特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る県たばこ税の課税方式の見直し等を行う必要があるので提出する。

第六十一号議案

大分県税特別措置条例の一部改正について

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二号中「、第二条の四第一項第二号、第三号の二第一項第二号」を削る。

第二条の四第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「又は収入金額」を「（県において課する事業税の課税標準となる額をいう。第三条の二第一項第二号において同じ。）」に改める。

第三条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第三条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「又は収入金額」を削り、同条第二項第二号中「から第四号まで」を「又は第四号」に、「同条第四号」を「同号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条及び第二条の四から第三条の二までの規定は、令和七年四月一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 新条例第二条の四から第三条の二までの規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

理 由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等

を定める省令（平成五年自治省令第一号）等の一部改正に伴い、離島振興対策実施地域等における県税の課税免除の適用期間の延長等を行いたいので提出する。

第六十二号議案

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに  
ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポ  
スターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに

ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポ  
スターの作成の公営に関する条例（平成六年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改  
正する。

第一条中「法」を「並びに法」に、「第四百三十三条第一項第四号の三の個人演説会告知  
用ポスター（大分県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百三十三条第一項  
第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第九条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六  
千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第十三条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第  
二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十  
万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び附則第三項の規定  
は、令和八年一月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動  
車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（次項において「新条例」と  
いう。）第九条及び第十三条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選  
挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙について  
は、なお従前の例による。

3 新条例第一条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を  
告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにそ  
の期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部改正に伴い規定を整備する必要があり、並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部改正に伴い県議会議員及び知事選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費の公費負担の限度額を引き上げたいので提出する。

第六十三号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 契約の目的 漁業取締船建造工事

二 工事の概要 船 型 半滑走型高速艇

船 質 アルミニウム合金製

寸 法 長さ 約二十八・五〇メートル

幅 約五・五〇メートル

深さ 約二・七〇メートル

主機関 四サイクル単動V型高速ディーゼル機関 三千二百六十

キロワット

総トン数 約六十八トン

最高速力 四十ノット程度

三 契約の方法 一般競争入札

四 契約金額 九億二千百八十万円

五 工 期 着工 契約締結の日の翌日

完成 令和九年二月二十八日

六 契約の相手方 広島県尾道市向東町九千二百十番地

瀬戸内クラフト株式会社

代表取締役 川口 新太郎

理 由

漁業取締船の建造に係る工事請負契約を締結したので提出する。

第六十四号議案

工事請負契約の変更について

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求めらる。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 工 事 名 一般国道二百十七号道路改良工事

二 契約締結年月日 令和四年十二月十四日

三 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十四番一号

前田建設工業・菅組・谷川建設工業特定建設工事共同企業体

代表者 前田建設工業株式会社九州支店

常務執行役員支店長 花岡 信一

四 契約変更事項

契約金額

旧 二十七億三千二百五十四万四千七百十六円

新 二十九億八千二百六十八万三千五百五十四円

理 由

当初推定していた地質との相違による施工方法の変更並びに建設工事に係る労務費及び資材価格の変動に伴い、契約金額を変更する必要があるので提出する。

第六十五号議案

土地の取得について

次のように土地を取得することについて、大分県県有財産条例（昭和三十九年大分県条例第二十八号）第二条の規定により、議決を求める。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 土地の所在地等

所 在 地 佐伯市東浜一万千四百四十六番一

地目及び面積 雑種地 四万二千九百七十六・七一平方メートル

二 取得予定金額 二億八千二百八十一万二千元

三 相 手 方 東京都

A

理 由

佐伯港女島地区ふ頭用地として取得したいので提出する。

第六十六号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正  
について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改  
正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県  
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五二九人」を「三、五五〇人」に改め、同項第二号中「七、  
〇九九人」を「七、〇七六人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県  
費負担教職員定数条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数・児童数の変動等により、県立学校職員の定数を増  
加し、及び市町村立学校県費負担教職員の定数を減少する必要があるため提出する。

第二号報告

大分県税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第五十一条の二十三第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第二十二条の六の七第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第四条の十一第十四項で定める」を「附則第四条の十一第十一項に規定する」に、「同条第十五項で定める」を「同条第十二項に規定する」に改め、「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第八項に規定するもの」に、「附則第四条の十一第十三項で定める」を「附則第四条の十一第十項に規定する」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第四条の十一第十六項」を「附則第四条の十一第十三項」に改め、同項を同条第五項とする。

（大分県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 大分県税条例等の一部を改正する条例（令和六年大分県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第三十五条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十八条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

##### （軽油引取税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例第五十一条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

##### （自動車税に関する経過措置）

3 令和六年四月三十日までに取得された第一条の規定による改正前の大分県税条例附則第二十二條の六の七第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

専決年月日 令和七年三月三十一日

報第 1 号

令和 6 年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度大分県一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 6 年度 大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
						国庫支出金	その他の 特定財源		県 債
2	総務費		円 2,107,325,000	円 1,290,500,720	円 10,582,000	円 576,712,720	円	円	円 703,206,000
	1 総務管理費		932,478,000	509,960,000					509,960,000

	県有財産総合経営 推進事業費	932,478,000	509,960,000					509,960,000
2 企画費		1,054,847,000	660,540,720	10,582,000	516,712,720			133,246,000
	地域活力づくり 総合補助金	237,065,000	9,855,000					9,855,000
	日田彦山線BRT 地域振興支援事業費	10,341,000	4,268,000	4,268,000				
	県立総合 文化センター 機能向上改修事業費	86,214,000	4,564,000	4,564,000				
	祖母・傾・大崩 ユネスコエコパーク 施設整備事業費	5,250,000	5,250,000	1,750,000	3,500,000			
	盛土災害防止調査費 (森林保全課分)	79,040,000	78,840,000		39,420,000			39,420,000
	盛土災害防止調査費 (都市・まちづくり) (推進課分)	79,040,000	78,840,000		39,420,000			39,420,000
	ホーバークラフト 利用促進事業費	25,902,000	22,608,000					22,608,000
	ホーバーターミナル おおい管理運営 事業費	96,214,000	21,943,000					21,943,000
	地域公共交通 燃料高騰 緊急支援事業費	133,934,000	132,525,720		132,525,720			
	貨物自動車運送業 環境改善 緊急支援事業費	301,847,000	301,847,000		301,847,000			
6 防災費		120,000,000	120,000,000		60,000,000			60,000,000

		避難生活環境改善 推進事業費	120,000,000	120,000,000		60,000,000			60,000,000
3	福 祉 費 生 活 費		2,950,986,000	2,217,805,000		1,681,887,000	諸収入 219,817,000		316,101,000
	1	社 会 費 福 祉 費	2,760,694,000	2,213,922,000		1,681,887,000	諸収入 219,817,000		312,218,000
		社会福祉施設等 物価高騰対策 緊急支援事業費	1,002,089,000	1,002,089,000		526,541,000	諸収入 219,817,000		255,731,000
		介護職員等 離職防止・職場定着 推進事業費	1,100,977,000	1,100,878,000		1,100,878,000			
		福祉・介護人材 確保対策事業費	112,254,000	6,150,000		4,143,000			2,007,000
		外国人介護人材 確保対策事業費	39,650,000	1,666,000		1,110,000			556,000
		障がい福祉人材 確保対策事業費	3,123,000	1,000,000		666,000			334,000
		介護現場革新 推進事業費	502,601,000	102,139,000		48,549,000			53,590,000
	2	児 童 費 福 祉 費	190,292,000	3,883,000					3,883,000
		病児保育 充実支援事業費	190,292,000	3,883,000					3,883,000
4	保 健 費 環 境 費		2,069,918,000	1,511,271,000	57,687,000	1,353,485,000		54,000,000	46,099,000
	1	公 衆 費 衛 生 費	31,052,000	11,592,000		11,592,000			

		歯科口腔保健 推進事業費	31,052,000	11,592,000		11,592,000			
	2 環境 保全費		731,787,000	403,714,000	17,000,000	320,541,000		54,000,000	12,173,000
		地域再生可能 エネルギー導入 推進事業費	370,084,000	145,159,000		139,577,000			5,582,000
		海岸漂着物 地域対策推進 事業費	167,314,000	153,464,000	17,000,000	136,464,000			
		国立公園等施設 整備事業費	194,389,000	105,091,000		44,500,000		54,000,000	6,591,000
	4 医務費		1,215,943,000	1,019,329,000	40,687,000	978,642,000			
		地域医療介護 総合確保施設 整備事業費	237,301,000	40,687,000	40,687,000				
		医療提供体制 緊急支援事業費	978,642,000	978,642,000		978,642,000			
	5 薬務生活 衛生費		91,136,000	76,636,000		42,710,000			33,926,000
		小規模集落等 水源整備 支援事業費	24,000,000	12,000,000					12,000,000
		民営水道施設 災害復旧 支援事業費	3,070,000	570,000					570,000
		電子処方箋導入 推進事業費	64,066,000	64,066,000		42,710,000			21,356,000
6 農 林 水産業費			32,054,742,000	18,819,499,000	2,946,557,523	11,660,511,500	分担金及負担金 3,277,830 諸収入 50,700,000	2,803,000,000	1,355,452,147

	1 農業費		3,202,653,000	2,288,058,000	94,262,000	1,555,379,000		155,000,000	483,417,000
		農林水産業施設 災害防止緊急 対策事業費	136,000,000	94,585,000	94,262,000				323,000
		農林水産業施設等 復旧支援事業費	115,131,000	46,265,000					46,265,000
		るるパーク 整備事業費	318,306,000	311,730,000		155,730,000		155,000,000	1,000,000
		企業等農業参入 推進事業費	55,243,000	23,675,000					23,675,000
		農林水産物 輸出需要開拓事業費	102,261,000	43,453,000		43,453,000			
		おおいた園芸産地 づくり支援事業費	1,700,476,000	1,150,634,000		918,480,000			232,154,000
		短期集中 県域支援品目 生産拡大推進事業費	695,236,000	540,000,000		360,000,000			180,000,000
		園芸品目生産性向上 緊急支援事業費	80,000,000	77,716,000		77,716,000			
	2 畜産業費		168,670,000	122,897,000	50,000,000	67,405,000			5,492,000
		畜産研究部 施設整備事業費	100,450,000	55,492,000	50,000,000				5,492,000
		おおいた和牛 流通促進 緊急対策事業費	41,320,000	40,505,000		40,505,000			
		自給飼料生産拡大 対策事業費	26,900,000	26,900,000		26,900,000			

	3 農地費		16,381,734,000	9,747,104,000	1,999,860,373	5,858,937,000	諸収入 50,700,000	1,544,000,000	293,606,627
		国土調査事業費	672,678,000	263,100,000		175,400,000			87,700,000
		基幹水利施設 保全対策事業費	437,918,000	147,388,000	41,674,010	96,804,000		3,000,000	5,909,990
		農業水利施設 保全合理化事業費	2,447,346,000	1,485,602,000	415,968,545	826,264,000		220,000,000	23,369,455
		地域農業水利施設 保全対策事業費	90,006,000	46,575,000	9,000,000	36,820,000			755,000
		水田畑地化推進 基盤整備事業費	3,772,620,000	2,319,885,000	631,513,168	1,297,015,000		337,000,000	54,356,832
		畑地帯総合 整備事業費	1,233,428,000	976,677,000	195,005,115	532,526,000		226,000,000	23,145,885
		農業体質強化基盤 整備促進事業費	459,984,000	183,393,000	33,000,000	147,086,000			3,307,000
		産地基幹農道 整備事業費	756,429,000	428,280,000	197,721,500	214,279,000			16,279,500
		農道保全対策事業費	139,846,000	42,146,000	9,000,000	32,190,000			956,000
		農村振興総合 整備事業費	246,750,000	147,573,000	40,305,750	72,612,000			34,655,250
		中山間地域総合 整備事業費	888,650,000	547,628,000	182,856,810	297,952,000		45,000,000	21,819,190
		演習場周辺障害 防止対策事業費	944,992,000	451,024,000		451,024,000			

	耕地災害復旧関係 受託事業費	50,700,000	50,700,000			諸収入 50,700,000		
	農業集落排水 事業費	156,500,000	20,481,000		20,481,000			
	防災重点農業用 ため池等調査計画 事業費	586,503,000	384,862,000		380,374,000			4,488,000
	防災重点農業用 ため池等整備事業費	2,843,450,000	1,853,996,000	188,360,223	1,051,524,000		604,000,000	10,111,777
	防災重点農業用 ため池管理体制強化 事業費	102,709,000	67,070,000		66,140,000			930,000
	農業用ため池等 緊急対策事業費	143,984,000	27,164,000	26,000,000				1,164,000
	河川工作物応急 対策事業費	283,341,000	193,300,000	22,500,052	105,766,000		63,000,000	2,033,948
	海岸保全事業費	123,900,000	110,260,000	6,955,200	54,680,000		46,000,000	2,624,800
4 林業費		9,379,940,000	5,314,138,000	680,628,750	3,389,681,500	分担金及負担金 3,277,830	804,000,000	436,549,920
	林業再生県産材 利用促進事業費	273,764,000	181,797,000		181,797,000			
	森林資源デジタル 情報活用支援事業費	118,338,000	90,000,000		90,000,000			
	林業事業体強化 推進事業費	120,297,000	117,092,000		117,092,000			
	しいたけ増産体制 整備総合対策事業費	50,758,000	11,738,000		11,738,000			

	早生樹等苗木増産支援事業費	83,083,000	67,810,000		62,676,000			5,134,000
	間伐材等安定供給推進事業費	191,208,000	147,402,000		147,402,000			
	森林整備事業道費	240,499,000	151,035,000		151,035,000			
	森林基幹事業道費	440,828,000	291,938,000	48,000,000	157,115,000	分担金及負担金 3,277,830	77,000,000	6,545,170
	森林管理事業道費	439,437,000	261,451,000	27,000,000	135,275,000		89,000,000	10,176,000
	林道点検診断・保全整備事業費	104,732,000	32,732,000		27,277,000			5,455,000
	林業専用道整備促進事業費	145,701,000	138,220,000		138,220,000			
	造林事業費	2,266,057,000	799,214,000		529,238,300		13,000,000	256,975,700
	再造林促進事業費	910,510,000	384,238,000	68,868,750	233,293,200			82,076,050
	復旧治山事業費	1,954,620,000	1,377,035,000	251,000,000	716,640,000		379,000,000	30,395,000
	予防治山事業費	1,067,442,000	496,320,000	167,760,000	261,003,000		48,000,000	19,557,000
	林地荒廃防止事業費	63,495,000	54,666,000	15,000,000	30,065,000		7,000,000	2,601,000
	地すべり防止事業費	141,758,000	105,970,000	37,000,000	52,981,000		10,000,000	5,989,000

	災害関連緊急 治山事業費	643,367,000	531,875,000		346,834,000		181,000,000	4,041,000
	県単治山事業費	113,046,000	69,590,000	66,000,000				3,590,000
	災害復旧調査費	11,000,000	4,015,000					4,015,000
5	水産業費	2,921,745,000	1,347,302,000	121,806,400	789,109,000		300,000,000	136,386,600
	沿岸漁場基盤 整備事業費	878,285,000	168,808,000	11,097,400	61,226,000		44,000,000	52,484,600
	沿岸漁業漁村振興 構造改善事業費	103,419,000	96,032,000		73,871,000			22,161,000
	種苗生産施設 整備事業費	21,908,000	9,973,000					9,973,000
	漁港整備事業費	22,047,000	5,064,000	5,064,000				
	水産流通基盤 整備事業費	731,011,000	585,321,000	60,974,000	378,988,000		142,000,000	3,359,000
	水産生産基盤 整備事業費	128,300,000	15,190,000		10,850,000			4,340,000
	水産物供給基盤 機能保全事業費	496,798,000	231,245,000	27,939,000	122,605,000		74,000,000	6,701,000
	漁港施設機能 強化事業費	169,812,000	76,798,000	11,520,000	38,399,000		25,000,000	1,879,000
	漁港機能増進 事業費	65,425,000	49,475,000	4,307,000	27,005,000		15,000,000	3,163,000

		地方創生港整備 推進交付金事業費	200,595,000	105,396,000		75,215,000			30,181,000
		漁港海岸保全施設 整備事業費	104,145,000	4,000,000	905,000	950,000			2,145,000
7 商工費			2,276,216,000	449,130,000	48,841,000	400,289,000			
	2 工鉦業費		2,276,216,000	449,130,000	48,841,000	400,289,000			
		L P ガ ス 等 価格激変緩和 対策事業費	883,810,000	316,030,000		316,030,000			
		中 小 企 業 等 省力化・生産性向上 支援事業費	64,000,000	64,000,000		64,000,000			
		企業立地促進事業費	944,383,000	26,064,000	26,064,000				
		工業団地開発 推進事業費	270,033,000	22,777,000	22,777,000				
		工場立地関係諸 対策費	113,990,000	20,259,000		20,259,000			
8 土木費			82,826,681,000	48,504,514,000	12,547,146,000	21,854,481,000	諸収入 82,676,000	11,375,000,000	2,645,211,000
	1 土 木 費 管 理 費		3,675,926,000	1,124,707,000	574,677,000	15,736,000		16,000,000	518,294,000
		共 生 の ま ち 整備事業費	80,000,000	12,004,000	10,000,000				2,004,000
		県 有 建 築 物 保全事業費	3,000,000,000	987,410,000	472,608,000				514,802,000

	県有建築物防災対策推進事業費	595,926,000	125,293,000	92,069,000	15,736,000		16,000,000	1,488,000
2	道路橋梁費	41,547,982,000	22,326,253,000	5,905,552,000	11,254,917,000	諸収入 52,677,000	4,332,000,000	781,107,000
	(単)道路防災費	924,500,000	440,729,000	440,000,000				729,000
	(単)道路施設補修費	2,734,719,000	375,528,000	327,000,000				48,528,000
	(公)交通安全費	2,975,286,000	1,639,055,000	596,000,000	898,811,000		79,000,000	65,244,000
	(公)道路防災費	1,464,597,000	791,079,000	231,000,000	443,433,000		91,000,000	25,646,000
	(公)道路施設補修費	7,983,206,000	5,177,377,000	921,000,000	3,087,113,000		944,000,000	225,264,000
	(公)道路災害関連費	330,750,000	318,750,000		157,500,000		161,000,000	250,000
	(公)道路改良費	20,797,890,000	11,972,504,000	1,965,000,000	6,668,060,000		3,057,000,000	282,444,000
	(単)道路改良費	4,075,080,000	1,497,118,000	1,370,552,000				126,566,000
	道路関係受託費	139,054,000	52,677,000			諸収入 52,677,000		
	(単)橋梁整備費	122,900,000	61,436,000	55,000,000				6,436,000
3	河海岸費	25,102,576,000	17,080,761,000	4,623,710,000	6,659,511,000	諸収入 29,999,000	5,133,000,000	634,541,000

	河川海岸調査費	173,329,000	62,533,000					62,533,000
	中小河川等洪水時避難行動支援事業費	17,000,000	17,000,000					17,000,000
	洪水時危機管理体制強化事業費	29,000,000	25,524,000					25,524,000
	災害復旧調査費	255,000,000	43,600,000		17,611,000			25,989,000
	(単)河川海岸改良事業費	934,769,000	344,892,000	330,769,000				14,123,000
	(単)緊急河床掘削事業費	800,000,000	198,533,000	198,000,000				533,000
	(公)広域河川改修事業費	3,995,061,000	2,748,213,000	304,000,000	1,334,988,000		1,058,000,000	51,225,000
	(公)河川緊急情報基盤整備事業費	102,900,000	99,713,000		49,505,000		47,000,000	3,208,000
	(公)障害防止対策事業費	242,517,000	177,203,000		138,416,000			38,787,000
	(公)河川災害関連事業費	466,278,000	155,644,000	61,000,000	77,822,000		10,000,000	6,822,000
	(公)治水ダム建設事業費	1,281,843,000	1,051,714,000	3,554,000	442,589,000		582,000,000	23,571,000
	(公)ダム情報基盤総合整備事業費	16,240,000	16,102,000		8,000,000		8,000,000	102,000
	河川施設災害防止緊急対策事業費	2,050,000,000	1,211,018,000	1,211,000,000				18,000

	河川関係受託事業費	98,713,000	29,999,000			諸収入 29,999,000		
	津波危機管理(公)対策緊急事業費(河川課分)	120,400,000	91,330,000	5,664,000	45,462,000		37,000,000	3,204,000
	(公)侵食対策事業費	93,100,000	73,074,000	5,087,000	36,336,000		30,000,000	1,651,000
	津波危機管理(公)対策緊急事業費(港湾課分)	234,000,000	143,145,000	9,614,000	71,373,000		56,000,000	6,158,000
	(単)砂防改修事業費	167,000,000	62,564,000	62,000,000				564,000
	(単)急傾斜地崩壊対策事業費	800,000,000	396,725,000	396,515,000				210,000
	(単)砂防施設再生事業費	53,300,000	12,160,000	11,778,000				382,000
	(公)通常砂防事業費	3,097,108,000	2,629,744,000	176,000,000	1,301,630,000		1,129,000,000	23,114,000
	(公)火山砂防事業費	1,788,957,000	1,415,838,000	104,000,000	766,879,000		530,000,000	14,959,000
	(公)特定緊急砂防事業費	393,925,000	328,524,000		162,772,000		161,000,000	4,752,000
	(公)地すべり対策事業費	481,210,000	365,631,000		181,558,000		178,000,000	6,073,000
	(公)急傾斜地崩壊対策事業費	2,412,437,000	1,867,708,000	339,487,000	835,633,000		674,000,000	18,588,000
	(公)砂防施設緊急改築事業費	2,086,490,000	1,465,192,000	399,250,000	698,963,000		324,000,000	42,979,000

	(公)土砂災害警戒区域調査費	351,000,000	351,000,000		117,000,000			234,000,000
	(公)砂防災害関連事業費	860,999,000	753,350,000	63,000,000	372,974,000		309,000,000	8,376,000
	砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費	1,700,000,000	943,088,000	942,992,000				96,000
4	港湾費	2,870,879,000	1,756,708,000	281,714,000	679,723,000		694,000,000	101,271,000
	カーボンニュートラルポート形成計画策定事業費	50,000,000	41,898,000		20,953,000			20,945,000
	(単)港湾改良事業費	223,511,000	10,689,000	10,689,000				
	(公)重要港湾改修事業費	778,661,000	498,015,000	62,252,000	214,130,000		199,000,000	22,633,000
	(公)地方港湾改修事業費	1,132,007,000	891,010,000	154,937,000	339,611,000		356,000,000	40,462,000
	(公)港湾改修統合事業費	686,700,000	315,096,000	53,836,000	105,029,000		139,000,000	17,231,000
5	都市計画費	7,790,093,000	5,218,482,000	1,122,067,000	2,782,934,000		1,200,000,000	113,481,000
	(単)街路改良事業費	332,270,000	137,990,000	111,875,000				26,115,000
	(公)街路改良事業費	6,988,103,000	4,730,052,000	969,001,000	2,612,225,000		1,073,000,000	75,826,000
	県営都市公園施設整備事業費	34,761,000	7,165,000	2,100,000				5,065,000

		県営都市公園 (公)長寿命化等対策 事業費	434,959,000	343,275,000	39,091,000	170,709,000		127,000,000	6,475,000
	6 住宅費		1,839,225,000	997,603,000	39,426,000	461,660,000			496,517,000
		県営住宅等管理 対策事業費	576,971,000	39,426,000	39,426,000				
		特定建築物等耐震 対策促進事業費	85,396,000	34,856,000					34,856,000
		(公)県営住宅 建設事業費	630,000,000	600,000,000		300,000,000			300,000,000
		(公)既設県営住宅 改善事業費	546,858,000	323,321,000		161,660,000			161,661,000
9 警察費			346,823,000	63,197,000	63,197,000				
	1 警察管理費		346,823,000	63,197,000	63,197,000				
		警察施設改修費	346,823,000	63,197,000	63,197,000				
10 教育費			5,200,005,000	2,191,560,000	758,000,000	352,084,000		103,000,000	978,476,000
	4 高等学校費		3,853,610,000	1,694,000,000	606,000,000	103,035,000		103,000,000	881,965,000
		高等学校施設 整備事業費	3,853,610,000	1,694,000,000	606,000,000	103,035,000		103,000,000	881,965,000
	5 特別支援 教育費		1,206,856,000	464,202,000	152,000,000	249,049,000			63,153,000

		盲ろう学校施設整備事業費	75,009,000	56,700,000		16,722,000		39,978,000
		支援学校施設整備事業費	1,131,847,000	407,502,000	152,000,000	232,327,000		23,175,000
	7 社会費 教育費		139,539,000	33,358,000				33,358,000
		文化財保存活用補助事業費	64,179,000	8,985,000				8,985,000
		文化財災害復旧支援事業費	19,000,000	13,276,000				13,276,000
		大友氏遺跡土地公有事業費	56,360,000	11,097,000				11,097,000
11 災害復旧費			26,775,160,000	10,860,562,000	1,708,863,000	6,394,778,826	2,615,000,000	141,920,174
	1 農林水産業施設災害復旧費		7,269,301,000	1,555,446,000	171,000,000	1,323,408,826	15,000,000	46,037,174
		農林水産関係災害時緊急対応事業費	493,843,000	206,758,000	171,000,000			35,758,000
		団体営耕地災害復旧事業費	5,663,015,000	614,099,000		606,530,826		7,568,174
		県単林道災害復旧事業費	2,837,000	2,353,000				2,353,000
		林道災害復旧事業費	1,031,565,000	686,876,000		686,876,000		
		漁港災害復旧事業費	78,041,000	45,360,000		30,002,000	15,000,000	358,000

	2	土木施設 災害 復旧費	19,396,996,000	9,246,253,000	1,533,000,000	5,071,370,000		2,546,000,000	95,883,000
		災害復旧 (公)事業費 (河川課分)	13,711,996,000	7,686,155,000		5,071,370,000		2,546,000,000	68,785,000
		土木関係災害時 緊急対応事業費	5,685,000,000	1,560,098,000	1,533,000,000				27,098,000
	3	県有施設 災害 復旧費	108,863,000	58,863,000	4,863,000			54,000,000	
		県有施設等災害時 緊急対応事業費	108,863,000	58,863,000	4,863,000			54,000,000	
合	計		156,607,856,000	85,908,038,720	18,140,873,523	44,274,229,046	分担金及負担金 3,277,830 諸収入 353,193,000	16,950,000,000	6,186,465,321

報第 2 号

令和 6 年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 6 年度大分県一般会計予算の事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150 条第 3 項の規定に基づき、事故繰越し繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 6 年度 大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 国庫支出金	一般財源	
3	福 祉 生 活 費		円 641,200,000	円	円 641,200,000	円	円 641,200,000	円 213,734,000	円 427,466,000	円	
	1	社 会 福 祉 費	641,200,000		641,200,000		641,200,000	213,734,000	427,466,000		

		障がい者福祉施設 整備事業費	641,200,000		641,200,000		641,200,000	213,734,000	427,466,000		建設資材の 確保等に日 数を要した ため
6	農 林 水産業費		9,009,822,000	7,606,244,600	1,403,577,400		1,403,577,400	392,086,700	1,011,490,700		
	1	農 業 費	14,609,000	10,890,000	3,719,000		3,719,000	3,719,000			
		農林水産業施設等 復旧支援事業費	14,609,000	10,890,000	3,719,000		3,719,000	3,719,000			工法変更に 伴う設計の 見直し等に 日数を要し たため
	3	農 地 費	6,042,287,000	5,600,840,200	441,446,800		441,446,800	193,129,800	248,317,000		
		基幹水利施設 保全対策事業費	196,082,000	184,143,200	11,938,800		11,938,800	5,371,800	6,567,000		地元との協 議等に時間 を要したた め
		水田畑地化推進 基盤整備事業費	2,467,908,000	2,248,908,000	219,000,000		219,000,000	93,030,000	125,970,000		地元との協 議等に時間 を要したた め
		畑地帯総合整備 事業費	1,417,000,000	1,295,492,000	121,508,000		121,508,000	54,678,000	66,830,000		地元との協 議等に時間 を要したた め
		防 災 重 点 農業用ため池等 整備事業費	1,961,297,000	1,872,297,000	89,000,000		89,000,000	40,050,000	48,950,000		台風等によ る被災に伴 い工期を延 長したため
	4	林 業 費	2,952,926,000	1,994,514,400	958,411,600		958,411,600	195,237,900	763,173,700		

		林業再生県産材 利用促進事業費	967,568,000	600,720,000	366,848,000		366,848,000		366,848,000		建設資材の 確保等に日 数を要した ため
		林道点検診断・ 保全整備事業費	92,179,000	75,766,000	16,413,000		16,413,000	2,736,000	13,677,000		建設資材の 確保等に日 数を要した ため
		林業専用道 整備促進事業費	205,304,000	195,924,000	9,380,000		9,380,000		9,380,000		地元との協 議等に時間 を要したた め
		造林事業費	530,754,000	517,254,400	13,499,600		13,499,600	5,361,900	8,137,700		地元との協 議等に時間 を要したた め
		集落水源山地 整備事業費	62,868,000	36,728,000	26,140,000		26,140,000	11,763,000	14,377,000		台風等によ る被災に伴 い工期を延 長したため
		災害関連緊急 治山事業費	1,094,253,000	568,122,000	526,131,000		526,131,000	175,377,000	350,754,000		工法変更に 伴う設計の 見直し等に 日数を要し たため
8 土木費			1,767,158,000	1,222,348,000	544,810,000		544,810,000	272,292,000	272,518,000		
	3 河川 海岸費		880,307,000	673,329,000	206,978,000		206,978,000	84,458,000	122,520,000		
		(公)河川災害関連 事業費	227,402,000	134,604,000	92,798,000		92,798,000	46,399,000	46,399,000		地元との協 議等に時間 を要したた め

		(公)緊急砂防事業費	652,905,000	538,725,000	114,180,000		114,180,000	38,059,000	76,121,000		地元との協議等に時間を要したため
	4	港湾費	886,851,000	549,019,000	337,832,000		337,832,000	187,834,000	149,998,000		
		(公)地方港湾改修事業費	886,851,000	549,019,000	337,832,000		337,832,000	187,834,000	149,998,000		工法変更に伴う設計の見直し等に日数を要したため
11		災害復旧費	9,662,715,000	7,135,711,924	2,527,003,076		2,527,003,076	526,537,000	2,000,466,076		
	1	農林水産業施設災害復旧費	3,293,350,000	2,347,541,924	945,808,076		945,808,076		945,808,076		
		団体営耕地災害復旧事業費	2,380,540,000	1,685,238,924	695,301,076		695,301,076		695,301,076		地元との協議等に時間を要したため
		林道災害復旧事業費	912,810,000	662,303,000	250,507,000		250,507,000		250,507,000		台風等による被災に伴い工期を延長したため
	2	土木施設災害復旧費	6,369,365,000	4,788,170,000	1,581,195,000		1,581,195,000	526,537,000	1,054,658,000		
		災害復旧(公)事業費(河川課分)	6,369,365,000	4,788,170,000	1,581,195,000		1,581,195,000	526,537,000	1,054,658,000		地元との協議等に時間を要したため
合	計		21,080,895,000	15,964,304,524	5,116,590,476		5,116,590,476	1,404,649,700	3,711,940,776		

報第 3 号

令和 6 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 6 年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	その他の 特定財源	県 債	
1	港湾施設 整備 事業費		円 4,539,515,000	円 904,000,000	円 756,000,000	円	円	円 148,000,000	円
	1 港湾施設 整備 事業費		4,539,515,000	904,000,000	756,000,000			148,000,000	

	港湾機能施設 整備事業費	4,539,515,000	904,000,000	756,000,000			148,000,000	

報第 4 号

令和 6 年度大分県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年度大分県工業用水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項に基づき、繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 6 年度 大分県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越する資産の購入額	明 説
						過年度分損 益勘定留保 資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	判田取水場浸水対策詳細設計委託	円 9,490,000	円 0	円 8,019,000	円 8,019,000	円 1,471,000	円 0	国土交通省との協議による追加業務の発生により、不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳		不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 購 入 額	繰 越 繰 入 資 産 の 限 度	説 明	
						そ の 他						
1	工業用水 事業費用	1 営業費用	乙津川・堂園水 管橋塗装工事	円	円	円	円	円	円	円	0	既存塗装が想定よりも強固であり、塗装に含有されるPCB除去に不測の日数を要したため
			160,345,000	0	143,440,000	143,440,000	16,905,000					

報第五号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 賠償金額 千六百五十円

二 賠償の相手方 甲

三 事件の概要

令和七年一月十六日午後四時五十分頃、由布市内の甲の自宅敷地内において、捜査活動中の大分南警察署勤務大分県巡査 A が、被害車両の写真を撮影していた際、同巡査の不注意により、左足を駐車場に設置されていたカーポートの雨どいに接触させ、このため同雨どいの一部が損傷した。

四 専決年月日 令和七年五月二十七日

報第六号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和七年六月十二日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 賠償金額 四千九百五十円

二 賠償の相手方 大分市

A

三 事件の概要

令和七年一月二十九日午後三時十五分頃、大分市萩原一丁目十一番三十号先の市道上において、大分中央警察署勤務大分県巡查部長 B が、道路標識の修繕作業をしていたところ、足下がふらつき、転倒しそうになった際に、隣接地に所在する A の所有するコンクリートブロック塀を右手でつかんだことにより同塀の一部を落下させ、このため同塀の一部が損傷した。

四 専決年月日 令和七年五月二十七日